

【平成30年第1回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成30年3月16日 まちづくり委員長 山崎 直史

○「議案第19号 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 住民から田園住居地域に関する相談等があった際の担当部署について

住民から相談があった際は、まちづくり局都市計画課で対応する。

* 田園住居地域の定義について

田園住居地域には、農業の利便増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居環境を保護する目的がある。また、国からは特に具体的な基準等は示されていないが、一定規模の農地が広がるエリアが田園住居地域の対象になると想定されることから、今後、国から示される具体的な基準等を踏まえた上で、市内のどのエリアが対象となるかについて、検討していきたいと考えている。

* 市内の田園住居地域の対象となるエリアの検討スケジュールについて

市内の農地にどの程度の広がりがあるかについて、農政部局と連携を図りながら、来年度以降調査を進めていきたい。

* 田園住居地域と市街化区域の関連性について

都市計画法上の用途地域は、市街化区域内に定められるとされているため、田園住居地域についても、市街化区域内に用途地域として位置付けられるものである。

* 田園住居地域を指定するまでの手順について

市で具体的にどのエリアを田園住居地域に指定するかを決定した後、まちづくり局都市計画課において近隣地域の方へ素案説明会を開催することを考えている。素案説明会の際、口述の申し出の意向がある場合は、公聴会を別途行い、その意見を踏まえて案を策定していく。その後、都市計画法に基づく縦覧を経て、都市計画審議会に諮り、正式に決定することとなる。

* 地域住民への情報提供における関係部署との連携について

農政部局と従来から生産緑地地区を含めて様々な連携を図っているところであるが、田園住居地域についても、地域の農業従事者の方への適切な情報提供を含め、連携を図りながら対応していきたい。

《意見》

* 本市には田園住居地域の対象となり得るエリアが多数存在するため、地権者が理解できるように適切な情報提供を行いながら進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第20号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第21号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第22号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第32号 市道路線の認定及び廃止について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第58号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（まちづくり局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決